

2 災害復興支援と原発事故問題

(1) 東日本大震災への対応

2011(平成23)年3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という日本における観測史上最大の地震であり、地震後発生した津波によって沿岸部地域の広範囲に壊滅的な損害を与え、死者・行方不明者1万9千名を数える未曾有の災害となった。また、福島第一原子力発電所事故(以下、「原発事故」という。)は、放射性物質が広範囲に拡散し、被害者の避難の長期化、風評被害による地域経済への甚大な影響など、予想を超えた被害をもたらした。

震災発生からすでに8年半以上を経過しているが、2019(令和元)年10月9日現在全国47都道府県、983市町村に約4万9000人の住民が避難を継続し、応急仮設住宅や借上げ住宅等での生活を余儀なくされており未だ復興がされたというには遠い現状にあると言わざるをえない。

基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士ならびに弁護士会は、日に日に報道等で取り上げられる回数が減少し、世間における関心が薄れていく中でも、東日本大震災による未曾有の被害の実情、現状を適切に把握し、被災地、被害者の救済、復興のため、今後も継続して活動を行うことが求められていることを改めて認識したい。

日弁連では、発災直後から災害対策本部を立ち上げ、活動してきたことは昨年までの政策綱領において詳細に記述しているので、そちらを参照されたい。

現在、大きな課題として残されているもの2つ取り上げておく。

① 避難者の応急仮設・借上げ住宅の供与期間延長問題

福島県は、2020(令和2)年3月末までとされている避難指示区域等からの避難者に係る応急仮設住宅の供与期間の延長につき、大熊町及び双葉町では避難指示解除後の自宅の建築・修繕等住居の確保の状況を踏まえて2021(令和3)年3月末までに延長したが、富岡町及び浪江町の全域、並びに葛尾村及び飯館村の帰還困難区域からの避難者については公共事業の工期等の関係により供与期間内に住居が確保できない特別の事情がある場合のほかは原則として2020(令和2)年3月末をもって終了されることとなった。

しかしながら、住民が安心して戻れるための環境整備が十分に行われているとはいえないことから、避難者の仮設・借り上げ住宅の供与期間については、さらに相当期間延長されるべきである。

これは、東京においても同様であり、今なお避難者数は4300人近く存在し、東京都への働きかけを行うなどして、避難者への住居支援を訴えていかなければならない。

② 復興の進捗度の相違

被災3県において、復興の進捗度は異なっている。原発事故による福島県の復興の遅れはわずもがな、岩手県においても津波被災地は、盛り土等による工事による本格的な住宅復興はまだ緒に就いたばかりである。住宅に関する法的問題も引き

続き存在するとして、岩手県弁護士会は被災地弁護士無料相談を現在も継続している。

(2) 原子力損害賠償問題への対応

ア 原子力損害賠償紛争解決センターについて

文科省のホームページによれば、原子力損害賠償紛争解決センター(以下「原紛センター」という。)の2019(令和元)11月5日現在における取り扱い状況は下記のとおりと発表されている。

(1) 申立件数：25,385件

(2) 既済件数：24,371件

(うち全部和解成立：19,590件、取下げ：2,694件、打ち切り：2,085件、却下：1件、和解の仲介をしない：1件)

(3) 現在進行中の件数〔(1)－(2)〕：1,014件

(4) 全部和解成立件数：19,590件

以上の統計から損害賠償請求の相当件数が原紛センターで対応されていることが分かる。

ただ、最近では、仲介委員の提案の重要部分を東京電力(東電)側が事実上拒否する回答がなされて取下げや打ち切りとなるといった事例も増加しており、日弁連では、東京電力に対して、再三にわたり、「和解仲介案の尊重」を遵守し、被害者に対して迅速な賠償を行うよう求め、また、政府に対しても、東京電力に対し強く指導を行うよう、要望している。

イ 原発損害賠償請求訴訟

原発事故を巡っては、被災者が集団で東電や国に損害賠償を求めた訴訟を起こしている。集団訴訟は全国で約30件あり、うち10件で判決が出ており、多くの訴訟で東電と国の責任や中間指針による賠償金が妥当かどうか争われている。10件の判決では東電の責任を認めており、6地裁が国の責任を認めたほか複数の判決が中間指針を超えた賠償額を認めている。

これからも未曾有の原発事故に対して、行政判断による区域指定の結果である不平等な取り扱いを廃し、被害者に対する十分な補償を認める司法判断を見守っていく必要がある。

(3) 熊本地震

2016(平成28)年4月14日、16日に震度7の熊本地震が発生した。日弁連は直ちに災害対策本部を立ち上げ、熊本弁護士会への支援態勢を整えた。

東京三会においても、日弁連の要請により、熊本弁護士会の電話相談を支援するために9月末まで電話相談を継続した。熊本地震は2016年4月に発効した自然災害ガイドラインの初めての対象災害であり、熊本弁護士会は登録支援専門家を養成し、被災者のニーズに応えた。今後、全国的に登録支援専門家の確保が必要となっている。東京弁護士会においても登録支援専門家の名簿を調製するための研修会を随時開催して募集が行われている。

(4) 平成 30 年 7 月豪雨

2018（平成 30）年 6 月 28 日から 7 月 8 日にかけて、西日本を中心に北海道や中部地方など全国的に広い範囲で記録された台風 7 号および梅雨前線等の影響による集中豪雨を原因とする多数の土砂災害が発生したが、東京三会においても、日弁連の要請により、上記三弁護士会の電話相談を支援するために、直ちに電話相談を担当した。

(5) 台風 15 号及び台風 19 号

令和元年台風 15 号は、関東地方に上陸したものとしては観測史上最強クラスの勢力を保ったまま 2019（令和 1）年 9 月 9 日に上陸し、千葉県を中心に甚大な被害を出した。また、時をおかず 2019（令和 1）年 10 月 12 日に日本に上陸した台風 19 号により、関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な大雨となり、甚大な被害をもたらした。政府はこの台風の被害に対し、激甚災害、特定非常災害（台風としては初）、大規模災害復興法の非常災害（2 例目）の適用を行った。また、災害救助法適用自治体は 2019（令和 1）年 11 月 1 日現在で 14 都県の 390 市区町村に上り、東日本大震災を超えて過去最大の適用となった。東京都内でも世田谷区や多摩地区で河川の氾濫や土砂災害が発生し、東弁会員にも一部被害が生じたことが報告されている、東弁は台風上陸後直ぐに災害対策本部を設置し、会員の安否確認作業を行うとともに東京三会災害復旧復興本部と協力して被災者向けの電話相談体制を敷き、また日弁連の要請により他県からの電話相談も受けている。

(6) 東京三弁護士会の活動

東日本大震災のために設置された東京三会復旧復興本部（なお、2019（令和元）年度は一弁が担当会。）では引き続き、①原子力損害賠償支援機構（以下、「支援機構」という。）の相談担当者派遣、②都内避難者向け説明会の実施、等の活動を行っている。前述のとおり、台風 15 号及び台風 19 号によって発生した災害にも即時に対応している。

東京三弁護士会災害対策委員会では、東京における大規模災害に備えて、裁判所、検察庁、法テラスとの協議会を 2015（平成 27）年度から設けている。なお、東京三会のあっせん仲裁センター（東弁では紛争解決センター）では、災害時 ADR の規則を作成し、災害が発生した場合に、速やかに対応ができるように体制を整えた。

(7) 東弁の活動

ア 東京弁護士会災害対策委員会の活動

東京弁護士会災害対策委員会では、首都圏において直下型地震が発生した場合等にそなえ、会員の安否確認テストを行っている。さらに台風 19 号では初めてテストではない会員の安否確認を行ったが、回答者は 1000 人に達せず、システムのあり方を含めて課題となっている。

また、東京弁護士会災害対策マニュアルを現在改訂作業中である。

イ 災害基金の創設

東京弁護士会では災害対策のための基金を創設し、特別会計として一般会計から 2 億円を組み入れることとなった（2016（平成 28）年 11 月 7 日の総会で承認）。

同基金は、第一義的には首都直下地震発災後の被災者に対する出張法律相談活動の実施などに支出されることを目的としているが、東京以外での災害発生時には被災地弁護士会での被災者への法律相談活動に利用することもできるとされており、2019（平成31）年も被災地弁護士会へ直接に、あるいは日弁連や弁連を通じて義援金が拠出された。

首都直下地震が発生した場合に2億円では必ずしも十分な金額とは言い難いが、あらかじめ用途を明確にした財源を得て、執行部が機動的に動くことができるようになったものであり、高く評価されるべきである。

(8) 法曹親和会の活動

当会では、2011（平成23）年度に期成会と共同して、岩手県遠野市を拠点とする「遠野まごころネット」のボランティア団体の一つとして「東京ひまわり隊」を結成し、積極的に岩手県南沿岸部への支援活動を行ってきた。2015（平成27）年8月に4年間の活動を終え、2016（平成28）年2月には活動報告集を記録として上梓した。

(9) 今後の課題と取り組み

これまでは近い将来の発生が予測される首都直下地震や南海トラフ地震への対応が重要課題として認識されてきたが、2019年は観測史上最大級の台風が続いて上陸し、堤防の決壊、河川の氾濫や土砂崩れが都内及び関東甲信・東北地方で多数発生した。この台風の影響で洪水や土砂に襲われ死亡した者が続出したほか、家屋の流出、床上浸水による被害が各地で発生し、後世に記録されるような年となった。地球温暖化の影響との因果関係は必ずしも明らかになっていないが、これからも日本全国いつ、どこで大規模な自然災害が起きても全くおかしくない状況にある。

大規模災害が首都東京に発生した場合には想定外の混乱が生じうる。現に東日本大震災時、最大震度5強であった東京において、交通機関の途絶、帰宅困難者の発生などの大混乱が生じ、また2019（令和1）年の超大型台風による被害状況を鑑みれば容易に予想されることであろう。

マグニチュード7クラスの首都直下地震は30年以内の発生確率が70%程度とされており、また今後毎年のように超大型台風による水害・土砂災害発生が予想される。人権擁護を使命とするわれわれ弁護士は、大規模災害に備えて自らの安全を確保するとともに、災害発生後は被災者のための支援活動に邁進していく覚悟と準備を平常時からして備えていかなければならない。